

「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和8年8月7日

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

今般制定した「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号に該当することから、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しませんでしたので、その旨ご報告します

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

（略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

（略）